

# 岩手大学における機器の共有化手順

2024.02.19 共有機器ユニット

本書は、岩手大学における機器の共有化の手順を示すものである。

## 1. 共有化の種類

### A：共有機器ユニットの機器とする場合

共有機器ユニットに装置を譲渡し、管理・運営を機器ユニットで行う。ユニット側が譲渡を受けるかどうかに関しては、ユニットにて本規則2項のもと、判定する。

### B：現状のまま、機器の利用開放だけする場合

管理責任者や設置場所、管理・運営は現状のままの場合で、機器ユニット HP 上に機器を上げるのみ。利用希望者に対する対応は管理責任者が行う。利用料については年度末に何らかの形で還元する。運用方法は、岩手大学共同利用登録分析機器運用細則に則る。

## 2. 譲渡希望の場合の確認項目と判定基準

機器ユニットへ譲渡希望の場合、以下の項目・基準を目安に、機器ユニットにて包括的に判定する。

- (1) 製造年月・・・10年未満であること
- (2) 機器状態・・・故障しておらず、すぐに稼働できる状態にあること
- (3) 修理・メンテナンス履歴・・・消耗部品等の交換がされているか
- (4) ランニングコスト・・・見込まれる移設費、消耗部品代、修理費の見積もり
- (5) 想定される稼働率やユーザー数・・・複数ユーザーによる利用の見込み

### 3. 共有化フロー

